

太字＋アンダーライン	→	追加・修正部分
吹き出し	→	修正内容説明
取り消し線	→	削除部分

八千代市庁舎整備基本計画 (素案)

平成 30 年〇〇月

目次

第1章 本庁舎の現状及び課題の整理と新庁舎の必要性.....	1
(1) 庁舎の現状及び課題.....	1
(2) 新庁舎の必要性.....	5
(3) 関連計画等との整合.....	6
第2章 新庁舎整備の基本的な考え方.....	7
(1) 新庁舎整備の基本理念.....	7
(2) 基本理念実現のための考え方.....	8
第3章 新庁舎の機能・性能.....	11
(1) 市民の安心・安全を支える庁舎.....	11
(2) 市民サービスの向上を目指した庁舎.....	13
(3) 市民に開かれた庁舎.....	14
(4) 人や環境にやさしい優しい庁舎.....	15
(5) 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎.....	17
(6) その他機能.....	18
第4章 新庁舎の規模と配置.....	20
(1) 現状と将来見込み.....	20
(2) 新庁舎の規模.....	22
(3) 新庁舎の階層及び機能配置.....	23
(4) 駐車・駐輪台数の算定.....	24
(5) 新庁舎の配置計画.....	25
(6) 既存庁舎・跡地の取扱い.....	28
第5章 事業計画.....	29
(1) 事業手法.....	29
(2) 財源.....	34

元号については、平成31年5月1日に改元することとされていますが、本計画策定時点では、新元号が決定されていないことから、「平成」で表記しています。そのため、平成31年5月以降の表記は、新元号に読み替えて適用をお願いいたします。

第 1 章 本庁舎の現状及び課題の整理と新庁舎の必要性

(1) 庁舎の現状及び課題

「現状及び課題」を「新庁舎の必要性」の前に移動

①耐震性能と防災拠点機能の不足

市庁舎には平時の行政・市民サービス機能に加え、災害発生時における情報収集・伝達、関係機関との連絡・調整、対策活動**応急活動**の指揮、行政機能の維持など「司令塔」としての役割が求められます。特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、**平成 28 年 4 月に発生した熊本地震**の教訓から、庁舎における防災拠点機能の重要性が再認識されていますが、現在の庁舎では耐震性能の不足等によりその機能を発揮できない恐れがあります。

平成 24 年度に実施した市庁舎の耐震診断により、旧館及び新館は大地震時に倒壊や崩壊の危険性が高い又は危険性がある建物だということがわかっており、対策は急務です。上下水道局庁舎も必要な耐震性を有していない状況となっています。

表 1 耐震診断結果概要

庁舎	耐震診断実施	最低 Is 値
本庁舎（旧館）	平成 24 年	0.21
本庁舎（新館）	平成 24 年	0.35
教育委員会庁舎	平成 9 年	0.99
上下水道局庁舎	平成 22 年	0.46
本庁舎（別館）	新耐震基準	
本庁舎（第二別館）		



図 1 既存本庁舎の配置

表 2 Is値について

構造耐震指数に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
Is 値が 0.3 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
Is 値が 0.3 以上 0.6 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
Is 値が 0.6 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

また、市庁舎が災害発生時の対策拠点**防災拠点**として機能するためには、建物の耐震性能だけでなく、電気・ガス・上下水道・通信といったライフラインが途絶しても業務を継続できるための機能がを備える必要となります**があります**。

しかし、現状ではライフラインは多重化されておらず、本庁舎の非常用電源についても重要サーバや災害対策本部等の必要最小限の機能を最大72 時間程度稼働できるだけでありさせることができず、市民の安全を守る防災拠点機能の強化が早急に必要となっています。

②老朽化と保全費用の増大

本庁舎の旧館は築 50 年、新館は築 43 年が経過し、老朽化が著しい状況にあります。老朽化は、外壁の剥落、内装材の剥がれ、雨漏りなど内外装の多岐にわたります。

さらに、本庁舎旧館及び新館は、空調設備機器をはじめとする各種設備の多くが庁舎新築時から一度も更新することなく使用されているため、各所で不具合や故障が発生しています。特にトイレ等の給排水設備においては、毎年のように不具合が生じる事態が続いています。老朽化による維持管理費の増大は、財政負担軽減の観点からも改善が必要な状況となっています。



図 2 老朽化の現状

③狭あい化と利便性・効率性の不足

1969 年の本庁舎（旧館）の竣工以降，本庁舎新館，教育委員会庁舎（旧八千代郵便局）の取得，本庁舎別館の新築，第二別館の取得（旧千葉地方法務局八千代出張所）と人口増に伴う業務量の増加に応じ執務面積を増やしてきましたが，時代の変化に伴い行政需要も変化するなど，業務内容の変化，ＩＴ機器の導入，保有書類の蓄積などによって執務空間はますます手狭となる傾向にあります。

さらに，狭あい化の進行は庁内動線も圧迫しており車いす利用者等に不便をかける状況となっています。

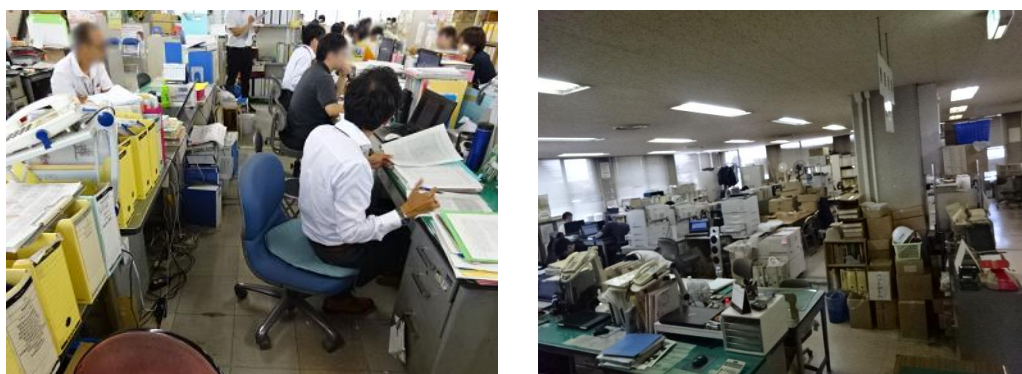


図 3 執務室の現状

④庁舎分散化と市民サービス等の低下

市庁舎は本庁舎，教育委員会庁舎，上下水道局庁舎と分散しており，手続き内容によっては，複数の庁舎に足を運ぶ必要があるなど，利用する市民にとって，不便かつ分かりにくいものとなっています。

また，職員にとっても，分散化により庁内の連絡調整や会議のための移動が発生するなど，業務の非効率化が生じています。



図 4 現庁舎機能配置

⑤ユニバーサルデザインへの対応不足

多機能トイレが設置されていない、十分な広さの授乳室やオムツ換えコーナーが無い、エレベーターが小さく出入口幅も狭い等、ユニバーサルデザインへの配慮が行き届いていない状況です。

庁舎は、様々な方が訪れる場所であるので、誰にでも使いやすい施設としなければなりません。特に高齢者、障害者、妊産婦、子ども等、身体的弱者への配慮が求められています。



図5 車いす用トイレとオムツ換えコーナー兼授乳室

⑥プライバシー・セキュリティ機能・安全性の不足

本庁舎旧館及び新館の窓口カウンターは廊下と近接しているため、窓口申請中の市民のすぐ横を人が行きかう状況であり、プライバシーが確保できていない状況です。狭あい化の進行により個室相談スペースも不足しています。

執務スペースと待合・廊下スペースはカウンター等で仕切られていますが、途切れている箇所があり、容易に執務室内に立ち入ることができる状況です。

その他にも、市庁舎内には、ロッカー等の什器で死角となるスペースがあり、セキュリティの確保に困難が生じています。

また、現庁舎駐車場は、歩行者用通路と車路が明確に分離されていないため、歩行者の安全確保が求められています。



図6 本庁舎窓口

(2) 新庁舎の必要性

市では耐震性能が不足している市役所本庁舎旧館及び新館の耐震化への整備手法として、「新庁舎の建設」、「新庁舎の建設及び改修」、「改修」等の多方面から検討していましたが、

- 防災拠点として業務継続性を確保する必要がある
- 既存庁舎の改修では狭あい化等による利便性の低下等の課題への抜本的な対策が困難である
- 市庁舎の建替えに民間の資金やノウハウを活用した事業手法を適用することにより、事業費削減の可能性がある

の3点の理由から、本庁舎旧館及び新館を建て替えるとともに、同じく耐震性が不足している上下水道局庁舎と、分散して配置されているため利便性に課題がある教育委員会庁舎の機能を現庁舎敷地に集約する方針を決定しました。

以下に、新庁舎建設の方針決定までの経緯を記載します。

年 度	内 容
平成 23 年度	八千代市役所本庁舎等施設あり方検討委員会において市庁舎の耐震補強を行う方針が決定。
平成 24 年度	市庁舎耐震基本計画策定。
平成 25 年度	厳しい財政状況や義務教育施設の耐震改修等を実施したことなどにより、市庁舎の耐震補強着手には至らなかった。
平成 26 年度	
平成 27 年度	7 月 八千代市公共施設等総合管理計画策定。市役所庁舎の耐震化への対応について、耐震改修のほか、施設の建て替え等の様々な手法について検討するとの方針を決定する。
	平成 28 年 2 月 平成 27 年度八千代市役所本庁舎等施設あり方検討委員会において、「まずは、本庁舎の耐震補強及び大規模改修工事を行い、その後合同庁舎化を含めた建て替えについて検討していく」との方向性を示す。

年 度	内 容
平成 28 年度	4 月 熊本地震が発生。震度 7 の地震が複数回発生し、耐震補強を行った庁舎も被災し、行政機能の維持に支障をきたす事例が発生。
	7 月 総務企画部総務課に市庁舎総合検討プロジェクトチームを設置し、市庁舎整備について再検討を開始する。
	8・9 月 第 3 回定例会において耐震補強及び大規模改修工事から方針転換し、市庁舎建て替えに絞って検討を重ねていくと答弁。
	平成 29 年 1～2 月 市庁舎の整備手法について様々な視点から専門的見地による検討・調査を行い複数の整備計画案を立案することを目的とし、「庁舎整備手法等検討調査業務委託」を委託。併せて、調査業務委託をより精練されたものとするために、有識者 5 名により構成された八千代市庁舎整備手法等専門会議を設置。
平成 29 年度	平成 30 年 3 月 八千代市庁舎整備手法等専門会議から、庁舎整備計画案として、「新築」と「改修」を組み合わせた 4 案の整備計画案の立案を含めた報告書が提出される。
	平成 30 年 3 月 八千代市庁舎整備手法等専門会議の意見を踏まえ『八千代市庁舎整備手法等検討調査業務報告書』を作成。
平成 30 年度	4 月 新庁舎建設の方針を決定。

(3) 関連計画等との整合

庁舎整備に当たっては、本市が掲げる関連計画等の趣旨を踏まえた上で、整合を図りながら幅広く検討することが重要となります。

主な計画等は以下のとおりとなります。

①八千代市第 4 次総合計画後期基本計画（平成 28 年 3 月策定）

②八千代市都市マスタープラン（平成 26 年 3 月策定）

③八千代市地域防災計画（震災編）（平成 27 年 2 月修正）

④八千代市木材利用促進方針（平成 30 年 5 月策定）

関連計画等の詳細は、「資料編」に記載しています。

第2章 新庁舎整備の基本的な考え方

(1) 新庁舎整備の基本理念

本基本計画においては、以下の5つの基本理念を掲げ、庁舎の課題と基本理念実現のための取組み方策を検討します。

I. 市民の安心・安全を支える庁舎
・災害時における防災拠点施設の役割を果たすことができる庁舎を整備する。
II. 市民サービスの向上を目指した庁舎
・様々な手続きや支援を提供する中核的な公共施設として、質の高いサービスを提供できる庁舎を整備する。
III. 市民に開かれた庁舎
・まちづくりの拠点施設、情報発信の拠点施設として、市民が訪れやすい明るい庁舎とする。
IV. 人や環境にやさしい <u>優しい</u> 庁舎
・老若男女、障がい <u>害</u> の有無、国籍にかかわらず、利用する市民、サービスを提供する市職員の誰にとっても <u>やさしさ優しいさ</u> を感じる庁舎を整備する。 ・自然エネルギーの積極的な活用など、地球環境にやさしい <u>優しい</u> 庁舎を整備する。
V. 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎
・様々な行政需要の変化、将来的な公共施設の役割の変化などに柔軟に対応できる庁舎として整備し、維持、更新費を考慮した経済性に優れた庁舎を整備する。

(2) 基本理念実現のための考え方

新庁舎整備のための基本理念を具体化するための考え方を以下のように整理します。

I. 市民の安心・安全を支える庁舎

防災中枢拠点として高い耐震性の確保	● 庁舎に求められる耐震性の確保 ● 什器の転倒、移動防止対策 ● 天井等の落下防止対策
防災関連機能の強化	● 災害対策本部会議室の設置 ● 情報通信の多重化 ● 非常用電源設備の設置 ● 水源の確保 ● 備蓄倉庫の設置
セキュリティの強化	● 防犯機能の強化 ● 夜間・休日利用を想定したセキュリティ管理

II. 市民サービスの向上を目指した庁舎

分散している庁舎の集約	● 市民サービスの利便性や業務効率化のため、教育委員会等の外部庁舎を集約化
窓口機能や相談機能の向上	● 市民利用の多い窓口は低層に集約し、利便性の向上を図る ● プライバシーの保護に配慮した窓口や相談スペースの設置 ● 市民利用の目線に立った窓口の設置 ● 来庁者が快適に過ごせる待合スペース等の設置

Ⅲ. 市民に開かれた庁舎

使いやすい市民利用スペースの設置	● 来庁者の交流や憩いの空間，一時的な行政業務（投票所など）に利用可能な多目的スペースの設置 ● 市民協働スペースの設置 ● 多目的に活用できる広場等の設置
開かれた議会機能の確保	● 市民に開かれた，活発な議会活動の確保
市政情報などの情報提供スペースの設置	● 市政や地域活動などの各種情報を紹介する情報提供スペースの設置

Ⅳ. 人や環境にやさしい優しい庁舎

ユニバーサルデザインへの対応	● 分かりやすく，スムーズな動線の確保 ● 分かりやすく，見やすいサイン計画 ● 多様な年代の方，障害をお持ちの方，子連れの方や日本語がわからない方に対し，利用に支障が生じない施設計画
職員が快適に働ける空間の構築	● 必要な執務空間の確保 ● バックヤードスペースの設置 ● 窓口対応職員用休憩スペースの設置 ● 更衣室，給湯室等の設置
環境負荷低減のための省エネルギー設備の導入	● 自然エネルギーの利用 ● 省エネルギー設備の導入 ● 再生可能エネルギーの活用

V. 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎

効率的な執務空間，会議室，倉庫等の整備	● 組織変更や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる執務スペースの設置 ● 利用実態に即した適正かつ使い勝手のよい会議室，書庫，倉庫等の設置 ● 転用可能な打合せスペースや作業スペースの設置
ライフサイクルコストの低減	● 維持更新やレイアウト変更がしやすい設計 ● 環境負荷が少なく，リサイクルが可能な材料の採用 ● 建物の長寿命化が図れる構造や材料の利用 ● 華美な意匠を排除し，建設費，維持管理費の抑制 ● 運用，維持保全の容易化（配管，機器更新等が容易にできるスペースの確保等）

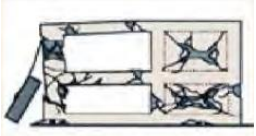
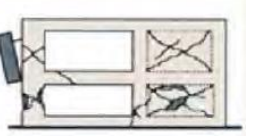
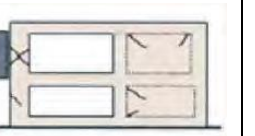
第3章 新庁舎の機能・性能

(1) 市民の安心・安全を支える庁舎

①防災中核拠点として高い耐震性の確保

新庁舎は、「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月 国土交通省) 満たす耐震性能にて整備します。(構造体Ⅰ類, 建築非構造部材A類, 建設設備甲類)
構造形式については, 防災拠点としての機能維持やライフサイクルコストからの観点などから総合的に検討し, 設計段階で専門家の支援を得て決定します。

表を修正

耐震性能グレード		基準級	上級	特級
大地震後の建物の状態は？	構造体	 大破～中破 人命は守れるが建物にはある程度被害が生じる。	 中破～小破 局所的な被害が生じる。	 軽微・無被害 被害はほとんど生じない。
	非構造壁	大きな被害を受け, 一部の壁は崩れ補修に時間がかかる。	一部被害を受けるが修復が容易。	ほとんど被害は生じない。
	仕上げ材 非構造部材	広範囲に被害が生じ, 大規模な補修が必要。		
	設備機器等	機器の脱落・損傷等の被害が生じ, 修理が必要になる。		
再使用はできるのか？※1		再使用のための修復に半年～1年程度を要する。修復できない建物もある。	再使用のための修復に1週間～半年程度を要する。	ほとんどの場合, 地震直後から使用可能。
総建設費用は？※2 基準級との比較		1.0	1.05～1.10	1.05～1.15

実現できる構造形式

耐震構造

制振構造

免震構造

※1: あくまでも想定的な目安です。実際の期間は震災の規模により異なる可能性があります。

※2: 基準級を1.0とした比率です。建物規模や地盤によって異なります。

【一般社団法人 日本建築構造技術者協会「安心できる建物をつくるために」より引用】

②防災関連機能の強化

- 災害時に災害対策本部室等に転用できる会議室の設置など，防災危機管理拠点施設としての機能を十分発揮できる計画とします。



図 7 災害対策本部イメージ

- 災害時におけるノンダウン化を図るため，最低 72 時間以上の使用を想定した非常用発電設備をの設置及び燃料を確保するとともに，電力の 2 回線引込を検討します。
- 災害時の断水に備え，井戸や耐震性貯留施設（飲料水確保のための貯留施設や，トイレ用水等に利用するための雨水貯留施設等）の整備を検討します。
- サーバルームはセキュリティ対策に加え，非常用発電設備からの優先電源供給を行います。
- 災害対策本部として必要な情報システムや情報通信設備を整備し，災害への備えと情報システムのバックアップや通信手段の多重化を図ります。
- 災害時の避難や救助活動スペース，応援部隊や物資の受け入れ等を考慮し，一定程度の広さを持った屋外広場の設置を検討します。
- 備蓄倉庫や非常参集職員災害対策時用の仮眠室，シャワー室を設置します。

③セキュリティの強化

- 個人情報や行政情報などの外部への漏えいを防止するため，セキュリティの強化を図ります。
- 重要諸室の入退室には IC カードを用いる等，入退室管理を強化します。



図 8 IC カードイメージ

- 窓口カウンターや受付カウンターなどの設置により、来庁者の立ち入り可能な場所を明確にすることで、情報漏えい防止を強化します。
- 人的警備の他、防犯カメラや緊急通報システムの設置について検討します。

(2) 市民サービスの向上を目指した庁舎

①分散している庁舎の集約

- 教育委員会庁舎及び上下水道局庁舎を市役所本庁舎同一敷地内へ集約します。

②窓口機能や相談機能の向上

- 将来の市民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、用途変更が可能な平面設計とします。
- 適切な窓口配置を検討し、利用の多い窓口を低層階に集約します。
- 相談室・ブースの拡充を図ると共に、窓口カウンターへの間仕切りや個室の相談室を設置し、プライバシー確保と個人情報保護に配慮します。



図 9 相談室・ブースイメージ(左:相談ブース 右:相談室)

- 総合窓口の設置やワンストップサービスの整備について検討します。
- 窓口周辺にキッズスペースや授乳室といった子育て支援スペースを充実させます。さらに来庁者の利便性を考慮し、金融機関の出張所やA T M等の設置を検討します。



図 1 0 子育て支援スペースイメージ(左:キッズスペース 右:授乳室)

- 窓口カウンターは、高齢者や車いす利用者、こども連れの方等すべての人にとって利用しやすいローカウンターを基本とし、窓口特性、業務形態に応じてハイカウンター窓口を設置します。



図 1 1 ローカウンターイメージ

(3) 市民に開かれた庁舎

①使いやすい市民利用スペースの設置

- 市民が気軽に立ち寄り、人と人の交流を生む、明るく開放的な空間を整備します。
- 市民が来庁時に懇談などができる待合機能や交流スペースを備えた空間を確保します。
- 一部会議室等について、市民利用・協働スペースとして活用できるよう計画します。
- ~~100～150 人程度を収容可能な多目的スペースを設置します。多目的スペースについては、イベントの開催、確定申告会場、期日前投票時等として活用するほか、市民に開放できるよう計画します。~~
- 1階エントランスは、休日等の業務が行われていない時間帯に、適切な管理のもとでイベント開催などに利用可能な空間として整備を検討します。

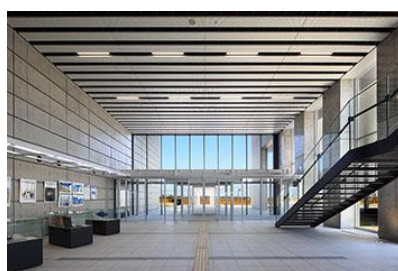


図 1 2 1階エントランス イメージ

- ~~地域交流の活性化を図るためのイベントスペースとして、また、災害時の避難や救助活動スペース、応援部隊や物資の受け入れ等を考慮し、一定程度の広さを持った広場を計画します。~~
- 待ち時間に気軽に立ち寄れる市民レストラン、コンビニエンスストア等の設置を検討します。

②開かれた議会機能の確保

- 市民に開かれた議会とするため、議場は傍聴しやすい環境を整備します。
- 傍聴者以外の来庁者に対する情報周知のため、待合ロビー等での議会中継を可能とします。
- 議場には十分な席数を有した傍聴席と車いす用スペース及び記者席を設置し、難聴者補聴システムを導入します。

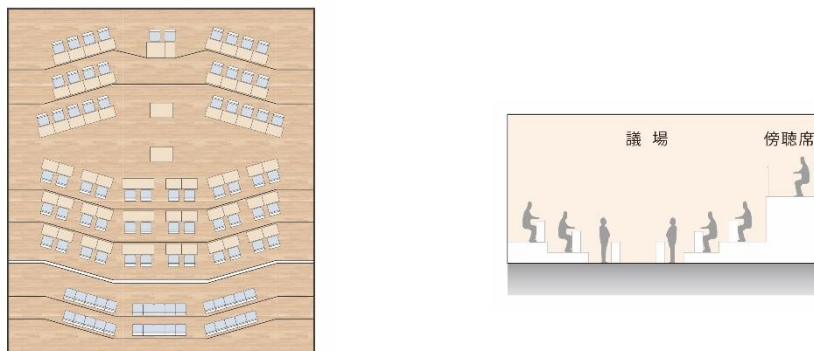


図 1 3 議場イメージ(左:レイアウトイメージ 右:断面イメージ)

- 会派控室は、会派数の増減や人数変更に応じ、容易に変更できるよう整備します。
- 市民に分かりやすい議場システムを構築します。
- 議場整備においては、議会開催時以外での市民利用も想定し、必要な機能を整備します。

③市政情報などの情報提供スペースの設置

- 市政情報、地域情報等の様々な情報を共有できる情報提供スペースを設置します。情報提供スペースは市民に開放し、市民が共用で使用できる会議スペースとしても利用できるようにします。
- W i - F i の設置を検討します。

巻末に用語集をつける予定で
あり、用語集で正式名称を記載

(4) 人や環境にやさしい優しい庁舎

①ユニバーサルデザインへの対応

- 庁舎内外の主要な動線は、十分な幅員を確保するとともにバリアフリー新法に基づき段差のない計画とします。



図 1 4 段差のない出入り口イメージ

- 案内表示は、すべての人にわかりやすいピクトグラム（ピクトサイン）を採用します。
- 案内板やエレベーター、各課案内など庁舎内外の主要な動線に即して誘導表示や音声案内、点字表示などを適切に配置し、障害者の来庁に配慮します。
- 子ども連れや障害者等の利用に配慮し、どなたでも利用可能なオストメイトに対応した多機能トイレ（オストメイト対応）を適切に設置します。



図 1 5 多機能トイレイメージ

- 乳幼児連れの来庁者に配慮し、トイレ内ベビーチェア、授乳室を適切に設置します。
- 市民利用スペースに携帯型磁気ループを設置一定数用意するなど、聴覚障害者の市庁舎利用に配慮します。

②職員が快適に働ける空間の構築

- 少人数用の会議室・打合せスペースの充実を図り、ペーパーレス会議が可能な設備の導入を検討する。また、立った状態で打合せを行うスペース等の設置も検討します。
- 窓口対応部署等において、来庁者の目に触れずに昼食等が執れるとれるよう、バックヤードスペースを設置します。
- 給湯室や更衣室を設置します。

③環境負荷低減のための省エネルギー設備の導入

- 省エネルギー、省資源に配慮した構造体や設備システムを導入します。
- 再生可能エネルギーを積極的に活用し、地球環境への負荷低減に配慮します。
- 太陽光発電や地熱利用、雨水利用など、自然エネルギーの活用を検討し、ライフサイクルコストの低減に寄与した環境にやさしい優しい施設とします。
- 自然採光や自然換気をできるだけ取り入れ、省エネルギーに配慮した設計とします。
- 設備機器はLED照明や節水型便器など、省エネ機器や長寿命機器を導入し、環

境負荷の低減に配慮した施設とします。

- 緑地の整備や屋上緑化，壁面緑化などを検討する他，木材の積極的な利用を検討します。

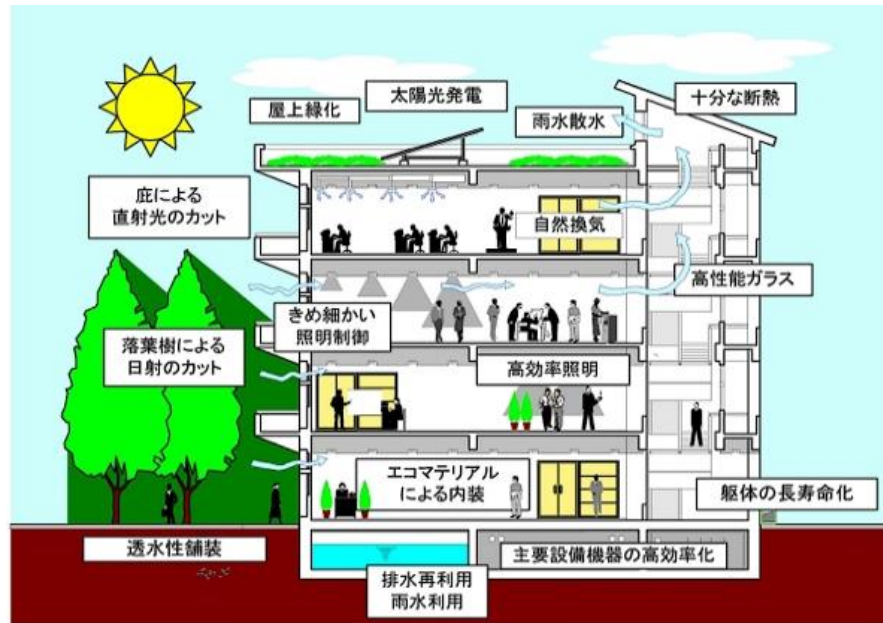


図 1 6 環境に配慮した庁舎イメージ

(5) 効率的・機能的で経済性に優れた庁舎

①効率的な執務空間，会議室，倉庫等の整備

- 執務室は組織変更等に柔軟に対応するため，間仕切り変更が容易なオープンフロアとし，関係部署間の連携が取りやすい配置構成を検討します。



図 1 7 開放的で視認性の良い執務室イメージ

- 床は原則として二重構造（フリーフロア対応）とし，高度情報化や将来の執務空間の用途変更に対応できるものとします。
- 全ての執務室において，庁内ネットワーク接続環境及びインターネット接続環境を整備します。
- 個人情報及び執務空間のセキュリティ対策のため，サーバールームの適正配置や入

退室管理システムを導入します。

- 会議室は利用頻度や利用状況を考慮し、適正な規模・数量を確保し、かつ、稼働間仕切り等を採用することで用途に応じた空間が確保できるように整備します。



図 1 8 可動間仕切りのある会議室イメージ

- 投票所，確定申告会場等として活用できるスペースの設置について検討します。
- 一部の会議室においては、プロジェクター、スクリーン及び音響設備を整備します。
- 全ての会議室に、庁内ネットワーク接続環境及びインターネット接続環境を整備します。
- IT を活用した相談（テレビ会議システムによる相談や新規システムの導入）等に対応するため、一部の相談室に庁内ネットワーク接続環境及びインターネット接続環境を整備します。
- 書類の収納量や閲覧頻度に応じた、書庫の整備・配置を行います。

②ライフサイクルコストの低減

- 華美な意匠を排除するなど、建設費を抑えた設計を検討します。
- 執務室を間仕切り変更が容易なオープンフロアとし、組織変更等の際にかかる費用の低減を図ります。
- ゆとりのある機械室、設備配管スペースの計画やスケルトン（構造体）とインフィル（設備等）を分離することで修繕更新費の低減を図ります。
- ビル管理システムの導入を検討します。
- 汚れ防止タイルや屋上緑化の自動灌水、省メンテナンス機器の採用などによって、維持管理費の低減を図ります。
- 高効率設備や省エネルギー設備の導入により光熱水費の削減を図ります。

（６）その他機能

①来庁者駐車場・駐輪場

- 確定申告などの混雑時にも対応できる駐車場を整備します。
- 歩車分離を順守し、安全に駐車，歩行できるように整備します。

- 駐車場出入口については、周辺道路に混雑が生じない位置に設けるとともに、敷地内に十分な滞留空間を確保します。
- 駐輪場は、庁舎に近接して配置し、混雑時には臨時駐輪場も設置できるよう検討します。

②公用車駐車場、職員用駐車場・駐輪場

- 公用車駐車場は、来客用駐車場と明確に分離し、混乱を招かないように配慮します。
- 原則、本庁舎敷地内に職員用駐車場は整備しないこととします。
- 職員用駐輪場は、利用者数に応じ適宜設置します。

第4章 新庁舎の規模と配置

(1) 現状と将来見込み

① 八千代市の将来人口

八千代市の人口は平成30年時点で約19万9000人となっています。将来人口は、「八千代市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月策定）」において推計した結果、平成39年に約20万4000人となってピークを迎え、その後、減少に転じ、平成72年には約17万2000人となる見込みとなっています。

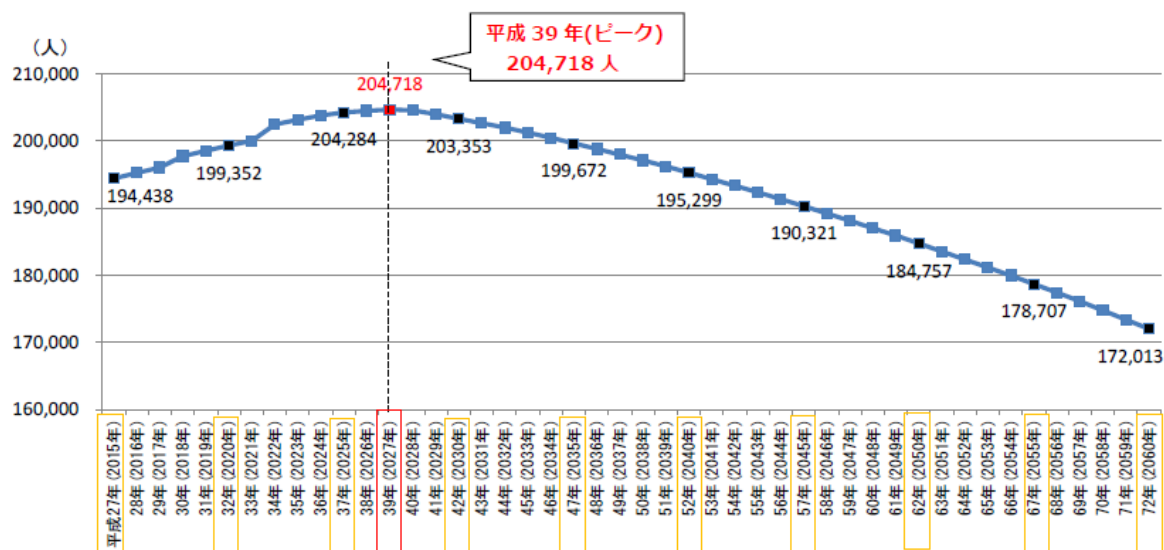


図 x x 将来人口

② 新庁舎の配置部署・職員数

新庁舎に配置する部署については、以下のことから、平成30年4月1日時点で、62課室等・756人（正規職員，再任用職員，特別職），期限付任用職員を含めると875人となっています。

- 市民の利便性と事務の効率化を図るため、現本庁舎及び教育委員会庁舎の配置部署を対象とする。
- 現庁舎敷地に集約する上下水道局については、業務内容や求められる機能（災害時の緊急対応），また，会計区分も異なることから，耐震性能を満たしている第二別館を改修して使用することを前提とし，今後，別途詳細な検討を行う。

なお、八千代市の将来人口が減少する見込みであることから、職員数についても、人口減少を踏まえた組織体制や事務の見直しを行いながら削減していく可能性があります。

その一方で、県・国からの業務移管や行政需要の変化に伴い、業務量が増加する可能性もあります。

そのため、新庁舎については、竣工時点の配置対象職員が収容可能な規模としながらも、「八千代市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 7 月）」の方向性等を踏まえ、極力無駄なスペースを省くとともに、将来的な余剰スペースを生じた場合には他の公共施設の統廃合等にも対応できるよう、用途変更のしやすい構造・形状を検討していきます。

【平成 30 年 4 月 1 日時点での配置予定部署】

部局名	課室名
総務企画部	総務課、庁舎総合整備課、法務課、総合企画課、コミュニティ推進課、秘書課、行財政改革推進課、広報広聴課、情報管理課、戸籍住民課、職員課
財務部	財政課、契約課、工事検査室、資産管理課、納税課、市民税課、資産税課、債権管理課
健康福祉部	健康福祉課、福祉総合相談室、生活支援課、長寿支援課、地域包括支援センター、障害者支援課、国保年金課
子ども部	子育て支援課、子ども保育課、子ども福祉課、子ども相談センター
生涯学習部	生涯学習振興課、文化・スポーツ課、青少年課
安全環境部	生活安全課、消費生活センター、総合防災課、環境保全課、環境政策室、クリーン推進課
都市整備部	都市計画課、建築指導課、都市整備課、開発指導室、公園緑地課、土木管理課、土木建設課、土木維持課
産業活力部	産業政策課、観光推進室、農政課、商工課
会計課	
議会事務局	庶務課、議事課
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
教育委員会	教育総務課、学務課、指導課、青少年センター、保健体育課

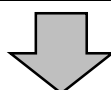
③配置議員数の設定

平成 30 年 4 月時点で、議員定数は 28 人（議長 1 人・副議長 1 人を含む）となっています。

(2) 新庁舎の規模

平成 29 年度に実施した、「八千代市庁舎整備手法等検討調査業務」においては、総務省基準（地方債同意基準）に基づき、新庁舎の規模を 18,500m²と想定しましたが、適正な規模を設定するため、改めて、次のとおり段階を踏みながら、様々な観点から調査・検討を行いました。

①オフィス環境整備現況調査等業務による規模算定	
現庁舎の利用状況，要望等を踏まえ算定。 ・ 本庁舎及び教育委員会庁舎面積の精査・分析 ・ 窓口・執務空間機能に関する実態調査の実施 ・ 上記調査結果の分析による必要面積の算定 ・ 付加機能の整理	21,200m ²



②規模圧縮のための検討	
総務省基準を大きく上回る結果となったことから、規模の圧縮が可能か次のとおり検討。 ・ 保存文書量の見直しによる削減（50%減を目標） ・ 窓口・執務空間機能に関する実態調査の実施 ・ 執務スペースの見直しによる削減 ・ 各部署要望面積の再精査による削減 等	18,670m ²

以上の検討により、新庁舎の全体規模は、現庁舎に無かった市民利用機能を含めて、次の様に設定します。

新庁舎全体の規模 ： 約 18,500m²

<参考：各市の状況>

	八千代市	習志野市	浦安市	市川市
延べ面積 (m ²)	18,500	18,100	25,610	41,700
人口 (人)	197,720	172,960	174,000	440,000
職員数 (人)	875	872	730	1,600
人口あたりの規模 (m ² /人)	0.094	0.105	0.147	0.095
職員あたりの規模 (m ² /人)	21.14	20.76	35.08	26.06

(3) 新庁舎の階層及び機能配置

新庁舎の機能配置（フロア構成）は、市民サービスの向上や事務の効率の向上を図ることができるよう、概ね次のような配置とします。

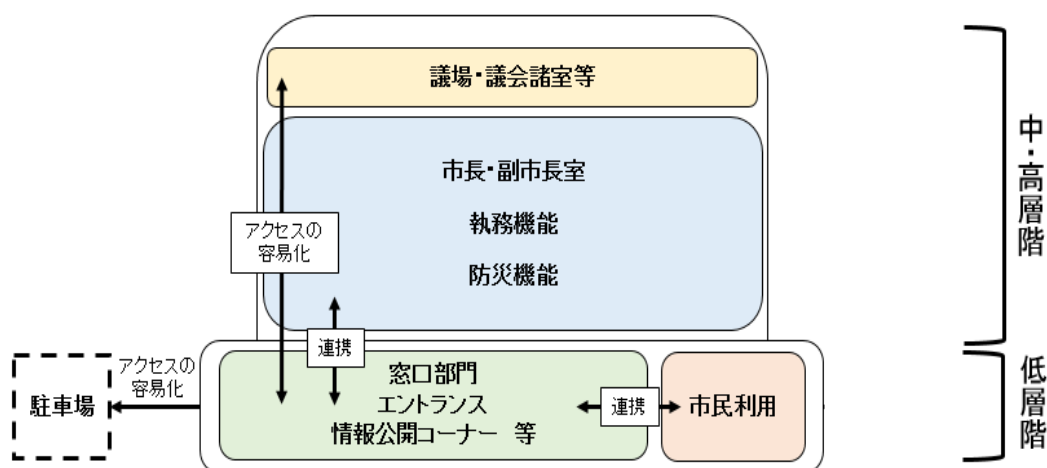
【低層階】

低層階は、来庁者の利便性に配慮し、市民等の利用頻度が高い窓口機能、市政情報等の情報発信機能等を中心とした配置とし、業務連携等が必要な部署は、可能な限り近接した配置とします。

【中・高層階】

中層階には、低層階の次に来庁者が多い部署から順次配置することとしますが、セキュリティ面への配慮が必要な部署や災害時の指揮系統の中心となる防災機能については、可能な限り独立したフロアへの配置とします。

議会機能については、独立性を確保するため、行政関連部署との動線が交わらないように配慮し、高層階への配置とします。



【高層階】

- ・議会機能について、議会の独立性を保った上で、市民の利便性やセキュリティの確保を考慮して配置
- ・日常的な窓口機能を有しない部署を中心とした執務室

【中層階】

- ・行政機能や防災機能を担う部署
- ・重要な情報通信機能や非常用設備等

【低層階】
・ 窓口機能を中心に市民の利用頻度の高い部署 ・ 市民利用スペース、情報公開コーナー等、市民利用に係る施設 ・ 投票会場、小規模イベントでも利用できるスペースの確保
【共通事項】
・ セキュリティの確保や動線分離の観点などから、市民の利用空間と執務空間を区分した配置 ・ エレベーター及び階段の配置への配慮

(4) 駐車・駐輪台数の算定

① 駐車台数の算定

現在の本庁舎（福祉センター含む）・教育委員会庁舎・上下水道局庁舎では、合計で 874 台の駐車台数を確保していますが、来庁者用駐車場については、現在以上の台数を確保することとし、職員用駐車場は、原則本庁舎敷地内に整備しないこととします。

	来庁者用	公用車用	職員等用	合計
上記 3 施設の現在の駐車場整備状況 ※民間駐車場借上げ含	346 台	166 台	362 台	874 台
新庁舎における本庁舎敷地内駐車場整備予定台数	346 台以上	166 台	—	512 台 ～600 台程度

（今後の開発協議等により、設置台数が変更となる場合があります。）

② 駐輪台数の算定

現在の駐輪場台数の他、職員専用駐輪場を整備するものとします。また、必要台数の設定は、余裕を持たせたものとなっておりますが、繁忙期など、不足が予想される場合については、必要に応じ職員用駐輪場の市民利用や仮駐輪場の設置にて対応する計画とします。

種別	整備台数
自転車	170 台
原動機付自転車・自動二輪車	80 台

（今後の開発協議等により、設置台数が変更となる場合があります。）

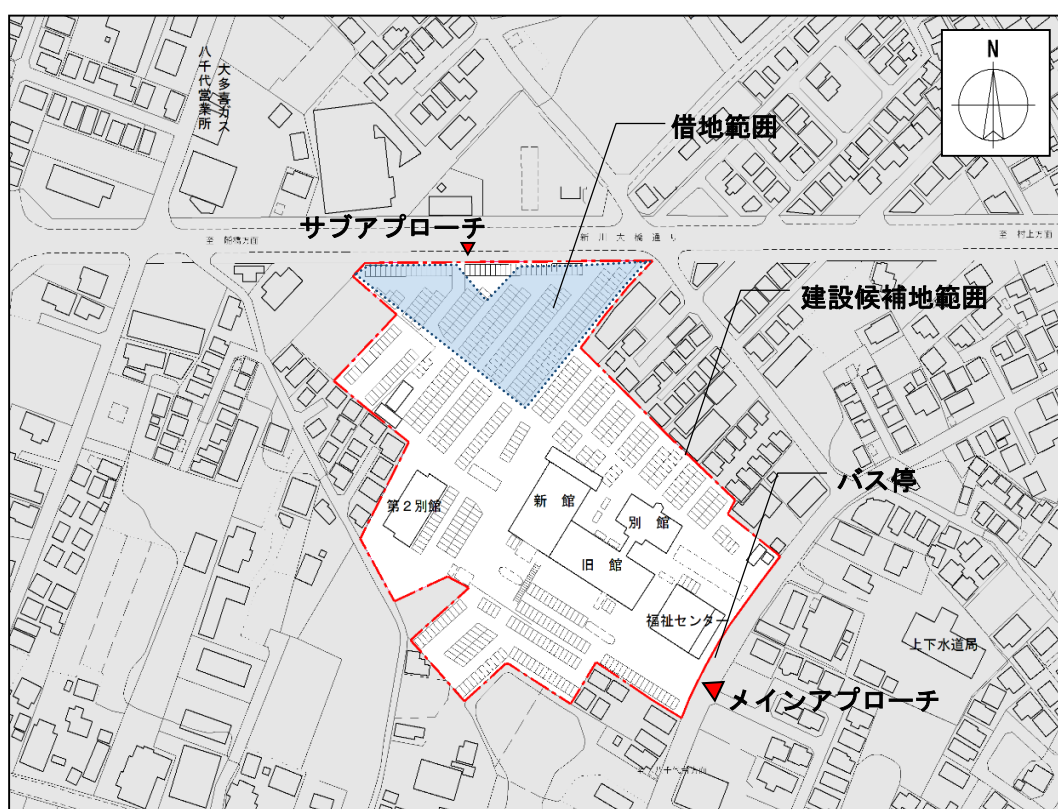
(5) 新庁舎の配置計画

①建設敷地の状況

新庁舎建設敷地は、既存庁舎敷地と同一とします。

敷地は北側を都市計画道路 3・4・1 号線(新川大橋通り)、東側を市道庁舎・村上橋線に接しています。本庁舎敷地の用途地域は第二種住居地域であり、八千代市の定める第二種高度地区(最高限 20m)に属しています。建物の最高高さは「高度地区の規定書」に規定されており、この規定書の中で八千代市役所を含む公共施設等の建物については市長が認める場合は適用しないとされています。

なお、本庁舎敷地内北側駐車場部分の一部は現在民有地となっており、用地取得を進めているところです。

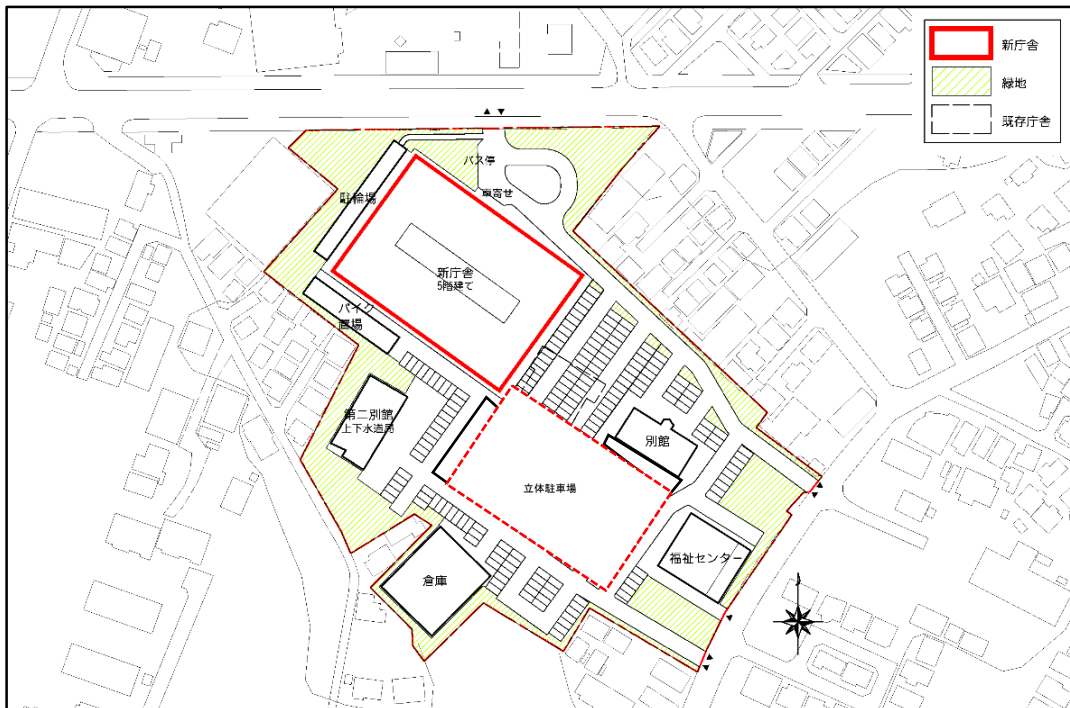


所在地	八千代市大和田新田 312-5 (東葉高速鉄道八千代中央駅より約 1.0km)		
敷地面積	25, 153 m ² (内 借地範囲 4, 445 m ²)		
用途地域	第二種住居地域 (容積率:200%, 建ぺい率:60%)		
高度地区	第二種高度地区 (最高高さ 20m)		
高さ制限 斜線制限	道路斜線 : 20m 1.25 隣地斜線 : 20m 1.25 日影 : 4m 4h 2.5h		
隣地の状況	東側	道路 幅員約 8.0m	西側 住宅等
	南側	住宅等	北側 道路 幅員約 20.0m

②新庁舎の配置

【民有地が取得できた場合】

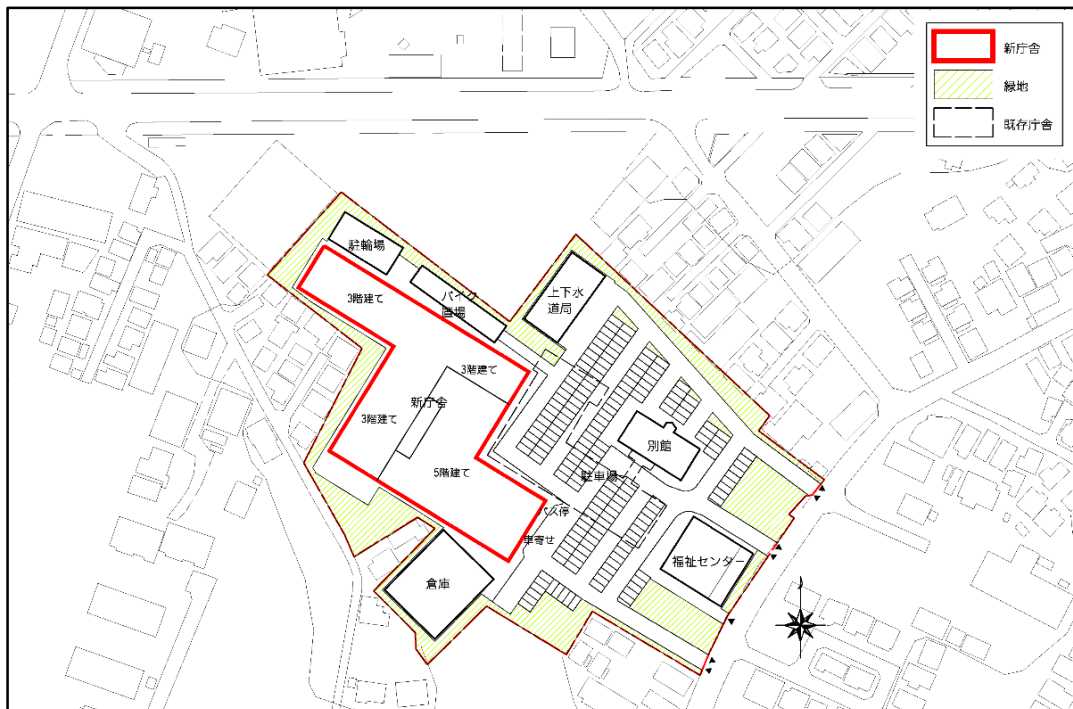
民有地が取得できた場合の新庁舎の配置は、以下のとおり計画します。



階数	地下1階，地上5階を想定
仮設庁舎	不要
概要	・北西側にまとまった敷地を確保できるため，整形の使いやすい庁舎を建てるのが可能。 ・新庁舎を敷地北西側に整形に配置するとともに，車輛出入口及び車寄せを都市計画道路3・4・1号線(新川大橋通り)に設置。 ・車輛の主出入口を北側とすることで，ゆとりのある車寄せとバス停が設置可能。 ・住宅地からの離隔を確保した位置に配置することが可能。 ・第2別館を上下水道局庁舎等に転用可能。 ・平面駐車場のみでは駐車場予定台数の確保が難しいことから，立体駐車場を設置。

【民有地が取得できなかった場合】

民有地が取得できなかった場合の新庁舎の配置は、以下のとおり計画します。



階数	地下1階，地上5階を想定 但し，北西側は日影規制により3階まで
仮設庁舎	不要
概要	・新庁舎のためのまとまった空地が確保できないため，第2別館を撤去したうえで敷地北西に不整形な形で配置。 ・車輛出入口は市道庁舎・村上橋線に設置。 ・敷地が狭いため，十分な車寄せとバス停を確保することができない。 ・西側住宅地に隣接した配置となるため，周辺住宅に対する影響が懸念される。 ・上下水道局は敷地北側に新築する必要がある。 ・平面駐車場のみでは駐車場予定台数の確保が難しいが，敷地が狭いため，立体駐車場の設置も難しい。そのため，本庁舎敷地以外での駐車場整備について検討しなければならない。

(6) 既存庁舎・跡地の取扱い

新庁舎の整備後、既存庁舎及び跡地の取扱は以下のとおりとします。

本庁舎旧館	耐震性能が不足（最低 I_s 値：0.21，倒壊又は崩壊する危険性が高い）していることから，解体の後，跡地を駐車場として活用します。
本庁舎新館	耐震性能が不足（最低 I_s 値：0.35，倒壊又は崩壊する危険性がある）していることから，解体の後，跡地を駐車場として活用します。
本庁舎別館	別館については，新耐震基準の建物であるため，資産管理部門において，今後の活用方法を検討してまいります。
本庁舎第2別館	新耐震基準の建物であるため，改修及び増築を行い，新たな上下水道局庁舎としての活用を検討しますが，民有地を取得できなかった場合は解体し，新庁舎建設用地として活用します。
上下水道局庁舎	耐震性能が不足している（最低 I_s 値：0.46，倒壊又は崩壊する危険性がある）ことから，解体の後，跡地を賃貸，もしくは駐車場を含む公共用地としての活用を検討します。
教育委員会庁舎	耐震性能が基準を超えている（最低 I_s 値：0.99，倒壊又は崩壊する危険性が低い）ことから，資産管理部門において，今後の活用方法を検討してまいります。

第5章 事業計画

(1) 事業手法

① 想定される事業手法

庁舎建設の事業手法は、デザインビルド方式（DB方式）、DBM（DBO）方式、ECI方式、PFI方式（BT0）、リース方式が想定されます。

事業手法		概要	資金調達	設計	建設	維持管理
①従来方式		・通常の公共事業の実施手法。 ・設計、建設について、公共が、それぞれの仕様書等に基づき、個別に発注する手法。 ・維持管理に関しては、別途業務ごとの契約（通常、単年度契約）が必要。	公共	公共	公共	公共
設計・建設段階での民活	②DB方式	・設計・施工一括発注手法。 ・民間事業者に設計・建設を一体的に委ね、施設の所有・資金調達は公共が行う手法。 ・維持管理に関しては、別途業務ごとの契約（通常、単年度契約）が必要。	公共	民間 （ゼネコン等）		公共
	③ECI方式	・設計、建設の事業者は異なるが、設計前に建設企業（施工予定者）を選定し、協定に基づき、建設企業が設計に対する技術協力を行う手法。 ・維持管理に関しては、別途業務ごとの契約（通常、単年度契約）が必要。	公共	民間	民間	公共
設計・建設・維持管理・運営の包括民活	④DBM方式（DBO）	・民間事業者に設計・建設・維持管理を一体的に委ね、施設の所有・資金調達は公共が行う手法。 ・PFI的手法として位置づけられている。	公共	民間		
	⑤PFI方式（BT0）	・PFI法に基づいて、民間事業者に資金調達・設計・建設・維持管理を一体的に委ねる手法。 ・施設の完成時に所有権を移転し、施設の所有は公共となる。	民間 （特別目的会社）			
	⑥リース方式	・民間が設計・建設・維持管理する施設を、公共が借り受けて使用する手法。 ・施設の所有権は民間事業者が有し、公共は事業者にリース料金を支払う。 ・契約期間満了後の施設の取り扱い（公共への譲渡、取り壊し等）については、公共と民間事業者の契約による。	民間 （リース会社等）			

② 本業務で比較検討の対象とする事業手法

新庁舎建設予定地（既存庁舎敷地）の用途制限や法的制限に加え、不正形な敷地の形状から利用できる部分が限られているため、活用できる空地が少なく、民間事業の実施により収益を見込むことは難しいと考えられます。

また、昨年度に実施した「八千代市庁舎整備手法等検討調査業務」において、市庁舎単独で整備を行った場合、想定される事業手法のうち「BT0方式」は、DBM方式に比べ大きなVFMが見込めないとの結果が出ています。

以上により、本事業で比較検討の対象とする事業手法は「BT0方式」を除き、「従来方式」「DB方式」「ECI方式」「DBM方式」「リース方式」とします。

③ 事業手法の比較検討の視点

事業手法の比較検討においては、以下の視点を重視します。

財政支出への影響	コストの縮減効果	市の財政支出縮減に寄与するため、コスト縮減が期待できるか。
	財政支出の平準化	財政支出の平準化が期待できるか。
設計・施工の品質	設計品質の確保	発注者の意図を反映した設計品質の高い施設が確実に計画・整備されるか。
	工程への影響	工程の遅延等に対してリスクがあるか。
	品質に対する責任の所在	問題が発生した場合の設計者・施工者等の責任の所在が明確か。
公共サービスの向上	民間事業者の参画のしやすさ	より良い提案、コスト縮減を図るため、多くの民間企業の参画による競争環境が確保できるか。
	サービスの向上	民間ノウハウの発揮によるサービスの向上が期待できるか。
	公共サービスの継続性の担保	公共サービスとして継続性を担保されるか。
	行政からの要望に対する順応性	維持管理期間中の市の要望の変更にに対して対応できるか。
民間意向調査結果		民間事業者が望ましいと考える事業条件（施設内容、事業スキーム等）を具体化することを目的に民間活力導入に関するアンケート調査を実施した。 【調査概要】 期間：平成30年10月下旬～平成30年11月中旬 対象：本事業への関心が高いことが想定される民間事業者18社（建設企業、設計企業、維持管理企業等） ※詳細は資料編に記載。

④ 業務範囲の整理

本事業の維持管理業務における民間活力を導入する業務範囲は、主に現状業務委託している下記の範囲とします。

・ 清掃業務	・ 汚水雑排水槽清掃及び汚泥収集運搬業務
・ 機械設備保守点検業務	・ 守衛寝具乾燥消毒業務
・ 消防設備保守点検業務	・ 貯水槽清掃業務
・ エレベーター設備保守点検業務	・ ボイラー排ガス測定業務
・ 庁舎自家用電気工作物保安全管理業務	・ 地下タンク漏えい検査業務
・ 特定建築物定期点検業務	・ 簡易専用水道施設管理状況検査業務
・ 害虫駆除等業務	・ 庁舎自動ドア保守業務
・ 樹木等管理業務	・ 庁舎電気時計保守業務
・ 受付案内業務	・ 警備業務
・ 窓口業務	

⑤ 事業手法の比較検討

事業手法の比較検討の視点に沿って、各事業方式を比較したものを次頁の表に示します。

表 1 市庁舎整備における事業手法の比較検討

			従来方式	設計・建設段階の民活		設計・建設・運営・維持管理の包括民活	
				DB方式	E C I方式	DBM方式	リース方式
スキーム図 (契約形態)							
契約形態			委託契約が基本(約款など)	委託・請負契約(約款など)	委託・請負契約(約款など)	委託・請負契約(約款など)及び基本契約	(建物)賃貸借契約
役割分担	計画策定 (性能規定)	市	市	市	市	市	市
	設計 Design	市(業務委託)	民間	民間(別募集)	民間	民間	民間
	建設 Build	市(請負)	民間	民間	民間	民間	民間
	資金調達 Finance	市	市	市	市	市	民間
	維持管理 Maintenance	市(業務委託)	民間(別募集)	民間(別募集)	民間	民間	民間
	運営 Operation	市	市	市	市	市	市
	保有 (運営期間中)	市	市	市	市	市	民間
評価の視点	財政支出への影響	コスト縮減	他方式に比べ、民間ノウハウが発揮される範囲が限定的であり、大きなコスト縮減は期待できない。 公共調達金利のため、民間調達金利に比べ、事業費は低くなる傾向がある。	事業者による技術提案及び設計・建設の包括発注によるコスト縮減可能性有。	実施設計段階での、施工企業による技術協力、VE提案を受けるため、コスト縮減可能性有。	設計・施工・維持管理・運営を包括して委託することにより、民間ノウハウが発揮され、大きなコスト縮減の可能性がある事業手法であるが、庁舎の場合、運用形態が限定的であるため民間事業者の経営ノウハウを取り入れるのが難しく、大きなコスト縮減は期待できない。	
		財政支出平準化	施設整備年度の支出が大きい。			民間調達金利となるため、公共調達金利比べ、事業費は高くなる傾向がある。 財政支出の平準化が可能。	
	設計・施工の品質	設計品質の確保	設計者と施工者は分離されており、市の求める設計品質を反映した実施設計が可能。	設計者と施工者が同一の事業者となるため、市の求める設計品質の確保に発注者及び第三者等によるチェックが必要となる。	設計者と施工者が分離されており、設計者は市の求める設計品質を反映した実施設計が可能。かつ実施設計段階での施工者からの技術支援を受けることで、設計品質の向上が期待できる。	設計者と施工者が同一の事業者となるため、市の求める設計品質の確保に発注者及び第三者等によるチェックが必要となる。	市の求める設計品質を実現するために、基本契約において設計・施工に対する疑義の発動を条件とすることができるが、建物の所有者となる民間事業者との建物賃貸借契約を基本としているため、民間事業者の合意が得られにくい。
		工程への影響	設計と施工を分離して発注するため、事業者の募集、選定に時間を要する。	設計・施工一括契約であるため、事業者の募集、選定期間は従来方式と比較して短縮が可能。	技術支援でのVE提案等の協議の結果、当初予算内に収まらない場合、施工者の再公募等が必要になる事業遅延リスクがある。	設計・施工一括契約であるため、事業者の募集、選定期間は従来方式と比較して短縮が可能。	
		品質に対する責任の所在	設計者と施工者が分離しているため、問題が発生した場合、設計側の瑕疵か、施工側の瑕疵かの判別が必要。	設計者と施工者が同一の事業者であるため、責任の所在が明確。	設計者と施工者が分離しているため、問題が発生した場合、設計側の瑕疵か施工側の瑕疵かの判別が必要。	設計者と施工者が同一の事業者であるため、責任の所在が明確。	

			従来方式	設計・建設段階の民活		設計・建設・運営・維持管理の包括民活	
				D B方式	E C I方式	D B M方式	リース方式
サービスの向上	民間の参画しやすさ	馴染みのある発注方式であることから参画しやすい。	技術提案等を含めた事業者選定となり、参画事業者には提案書作成の負担がかかるが、価格競争のみでの選定ではない魅力がある。		技術提案等を含めた事業者選定になるため、参画事業者には提案書作成の負担がかかるが、価格競争のみでの選定ではない魅力がある。 設計・建設及び維持管理の契約が分かれているが、コンソーシアムの組成が必要となる。	建物を所有、維持管理していく企業を代表企業としたコンソーシアムを組成するため、参画できる企業が限られる。	
	民間ノウハウの発揮	分割した事業ごとのノウハウは発揮できるが、契約ごとに完結してしまうため、ライフサイクルを通してのノウハウと比較すると劣る。	設計、施工のノウハウは発揮できるが、維持管理に対するノウハウを持つ事業者が介在していない。維持管理に対する性能規定の厳格化や維持管理に関する提案の評価方法など発注者側としての課題が残る。		性能規定に基づく、維持管理を踏まえた施設整備が可能で、民間ノウハウの発揮が期待できる。		
	公共サービスの継続性の担保	公共サービスの提供は公共で行うため、継続性は確実である。		維持管理段階の長期包括業務委託契約における維持管理企業の破綻時の場合、右記リース方式に比べ、対応の範囲が限定的。	維持管理段階の（建物）賃貸借契約におけるリース企業（代表企業）の破綻時の場合、公共サービス（維持管理業務）の継続の手続きが煩雑。		
	行政からの要望に対する順応性	分離分割発注であるので、行政の要望に応じ、その時点において対応が可能。	実施設計～建設期間中においては、右記方式（D B M方式、リース方式）と比べ、維持管理を含む契約としていないため柔軟に対応できる。		維持管理を含めた長期契約であるため、契約以後、維持管理費の増減を伴う設計変更がある場合、変更手続きが煩雑になる。	建物所有者が民間であることから、要望に応じ協議、契約変更手続きが必要。	
民間意向調査結果 ※複数回答可		—	【建設企業】 6社/7社 【設計企業】 0社/4社 【維持管理企業】 2社/5社 【代表企業】 0社/2社 【合計】 8社/18社	【建設企業】 3社/7社 【設計企業】 4社/4社 【維持管理企業】 1社/5社 【代表企業】 0社/2社 【合計】 8社/18社	【建設企業】 3社/7社 【設計企業】 0社/4社 【維持管理企業】 3社/5社 【代表企業】 0社/2社 【合計】 6社/18社	【建設企業】 1社/7社 【設計企業】 0社/4社 【維持管理企業】 0社/5社 【代表企業】 1社/2社 【合計】 2社/18社	
			最も希望する企業が多かった。建設企業及び維持管理企業に希望する企業が多い。	最も希望する企業が多かった。設計企業が希望する傾向が強いが、建設企業、維持管理企業にも希望する企業がみられた。	建設企業、維持管理企業で希望する企業が多い。ただし、維持管理企業からは設計・施工と維持管理業務の分離発注を望む意見も挙げられた。	代表企業からの希望はあるが、他業態からの希望は少ない。	

⑥ 概算事業費

作成中

⑦ VFM の算定

各事業手法について、従来方式と比べた場合の VFM (Value-for-Money) を算定し、定量的に評価します。

作成中

⑧ 事業スケジュール

各事業手法における事業スケジュールの概要は以下のとおりです。

作成中

⑨ 総合評価

作成中

(2) 財源

作成中